

(表 改正資格者証の種類と工事の範囲)

改正前		改正後	
資格者証の種類	工事の範囲	資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事	A I 第一種	改正なし
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に収容される電気通信回線の数 $\leq 50$ 以下であって内線の数 $\leq 200$ のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数 $\leq 64$ キロビット換算 $\leq 50$ のものに限る。）	A I 第二種	改正なし
A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数 $\leq 1$ のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数 $\leq$ 基本インターフェース $\leq 1$ のものに限る。）	A I 第三種	改正なし
D D 第一種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	D D 第一種	改正なし
D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が $\leq 100$ メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が $\leq 100$ メガビット（主としてインターネットに接続するための回線にあっては、 $\leq 1$ ギガビット）以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

DD第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <b>毎秒 100メガビット以下のも</b> であって、主として <b>インターネット接続のための回線</b> に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。	DD第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が <b>毎秒 1ギガビット以下</b> であって、主として <b>インターネットに接続するための回線に係るもの</b> に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
AI・DD総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事	AI・DD総合種	改正なし